

改正

平成10年3月31日規則第16号
平成10年4月20日規則第27号
平成11年5月31日規則第28号
平成11年12月24日規則第44号
平成12年4月17日規則第35号
平成17年6月30日規則第37号
平成18年3月20日規則第9号
平成21年2月16日規則第5号
平成24年3月30日規則第33号
平成24年4月27日規則第44号
平成24年6月29日規則第63号
平成25年3月29日規則第55号
平成26年8月25日規則第49号
平成28年3月31日規則第24号

吹田市立市民センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市立市民センター条例（平成7年吹田市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 市民センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、開館時間を短縮し、又は延長することができる。

(休館日等)

第3条 市民センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(使用の申請)

第4条 市民センターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した使

用許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに団体にあつては、担当者の氏名（以下「申請者の氏名等」という。）
- (2) 使用日時、使用施設、使用附属設備、使用目的及び使用人数並びに入場料等徴収の有無（以下「使用日時等」という。）

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 住所（法人にあつては、事務所の所在地）が本市外である者が吹田市立岸部市民センター（以下「岸部市民センター」という。）及び吹田市立千里丘市民センター（以下「千里丘市民センター」という。）の施設を使用しようとする場合 使用しようとする日（以下この項及び第14条第1項において「使用日」という。）の前3月に当たる日から使用日の前日まで
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 使用日の前6月に当たる日から使用日の前日まで
（使用許可書の交付及び提示）

第5条 市長は、使用許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、管理上必要があると認めるときは必要な条件を付し、使用許可書を交付する。

2 使用許可書の交付を受けた者（第24条第2号を除き、以下「使用者」という。）は、市民センターの施設を使用する際にその使用許可書を提示しなければならない。
（使用期間）

第6条 市民センターの施設を引き続き使用できる期間は、5日間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（特別の設備の設置等）

第7条 市民センターの施設の使用に際し、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとする者は、その内容を記載した仕様書を使用許可申請書に添付して、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定に係る費用は、全て申請者の負担とする。

3 市長は、第1項の許可を与えるに当たっては、必要な条件を付することができる。

（使用内容の変更）

第8条 使用者は、使用日時等の変更をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した使用内容変更許可申請書に使用許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 申請者の氏名等

(2) 許可を受けた使用日時等並びに変更しようとする事項及びその理由

2 市長は、使用内容変更許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、許可すべきものと認めるときは必要な条件を付し、使用内容変更許可書を交付する。この場合において、変更によって使用料に不足が生じたときは、直ちに不足額を納付させるものとする。

(使用時間の超過)

第9条 使用時間の超過は、市民センターの運営に支障のない場合に限り許可する。

2 超過時間の使用料は、原則としてその許可を受けたときに納付しなければならない。

3 超過時間の計算は、30分以上1時間未満の端数は1時間とし、30分未満の端数は切り捨てるものとする。

(使用の取消し)

第10条 使用者は、市民センターの施設の使用を取り消そうとするときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した使用取消届に使用許可書又は使用内容変更許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名等

(2) 許可を受けた使用日時等

(3) 取消しの理由

(入場料等を徴収するときの使用料)

第11条 使用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割増率によって算出した金額を使用料として徴収する。ただし、入場料等の徴収が営利又は営業を目的とするものでないと市長が認める場合にあっては、この限りでない。

(1) 入場料等の金額が500円未満の場合 10割

(2) 入場料等の金額が500円以上の場合 20割

(附属設備等)

第12条 条例別表の備考第3項に規定する市長が定める附属設備等及び市長が定める使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の減額又は免除)

第13条 条例第6条第2項の規定により使用料を減額し、又は免除する場合は、次のとおりとする。

(1) 市が公用で使用する場合その他市長が公益上特に必要があると認める場合は、免除する。

(2) 指定管理者が市民センターの設置目的を達成するために使用する場合は、市長が別に定め

るところにより減額し、又は免除する。

(3) その他市長が特に必要があると認める団体が使用する場合は、市長が別に定めるところにより減額する。

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用料減額・免除申請書を使用許可申請書に添付しなければならない。

- (1) 申請者の氏名等
- (2) 使用日時等
- (3) 減額又は免除の理由
(使用料の還付)

第14条 条例第6条第3項ただし書の規定により使用料の還付を行う場合及びその割合は、次のとおりとする。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由によって使用することができない場合 既納使用料の10割
- (2) 使用者が使用日前7日までに使用取消届を提出した場合 既納使用料の5割
- (3) 使用者が使用日前7日までに使用内容変更許可申請書を提出し、市長が許可した場合において既納の使用料に過納が生じたとき 過納金の5割

2 使用料の還付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載して押印した使用料還付申請書に使用許可書及び使用内容変更許可書又は使用取消届を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名等
- (2) 許可を受けた使用日時等
(使用者の守るべき事項)

第15条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外の場所において火気を使用しないこと。
- (2) 許可なく物品の販売等を行わないこと。
- (3) 他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (4) その他職員の指示に従うこと。

(入室の要求)

第16条 職員が市民センターの管理上必要がある場合において入室を要求したときは、使用者は、これを拒むことができない。

(使用後の点検)

第17条 使用者は、その使用を終えたときは、直ちに施設又は附属設備等を原状に復し、職員にその旨を申し出て点検を受けなければならない。

(損傷等の届出)

第18条 使用者は、施設又は附属設備等を損傷し、又は亡失したときは、直ちに市長に届け出てその指示を受けなければならない。

(指定管理者の指定)

第19条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、市長が定める期間内に、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 団体の収支予算書、収支決算書及び事業報告書
- (3) 定款、寄附行為、会則又はこれらに類する書類
- (4) 団体の概要を記載した書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、条例第9条第2項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかに、その旨を前項の申請書を提出した団体に通知するものとする。

(指定期間)

第20条 指定管理者の指定の期間は、5年とする。ただし、年度の途中で指定する場合の指定の期間は、その指定の日からその後4年を経過した日以後における最初の3月31日までとする。

(指定管理者の遵守事項)

第21条 指定管理者は、市民が市民センターの施設を使用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

2 指定管理者は、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じなければならない。

3 指定管理者の役員及びその職員は、職務上知り得た個人情報の内容を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定の取消し等)

第22条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第9条第4項の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 条例第9条第1項に規定する団体でなくなったとき。

(2) 条例第9条第3項の指示に従わないとき。

(3) 前条の規定に違反したとき。

(読替え)

第23条 指定管理者が市民センターの管理を行う場合におけるこの規則の規定の適用については、第4条、第5条第1項、第6条、第7条第1項及び第3項、第8条、第10条、第14条第1項並びに第18条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(選定委員会の委員の委嘱等)

第24条 指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員は、次に掲げる者について市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者 1人以内

(2) 施設の運営に関し経験を有する者又は施設の使用者 2人以内

(3) 公認会計士、税理士その他会計に関し専門的知識又は経験を有する者 1人以内

(4) 吹田市の職員 1人以内

(選定委員会の委員長及び副委員長)

第25条 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(選定委員会の会議)

第26条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 選定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(選定委員会の意見の聴取等)

第27条 選定委員会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(選定委員会の運営に関する事項)

第28条 前3条に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、選定委員会の意見を聴いて委員長が定める。

(選定委員会の庶務)

第29条 選定委員会の庶務は、市民部市民自治推進室において処理する。

(申請書等の様式)

第30条 この規則に規定する申請書等の様式は、市民部長が定める。

(委任)

第31条 この規則に定めるもののほか、市民センターの管理運営に関し必要な事項は、市民部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条、第5条第1項、第6条から第8条まで、第10条から第14条まで、第19条、別表及び様式の規定中千里丘市民センターに係る部分 平成8年2月1日

(2) 第1条から第3条まで、第5条第2項及び第3項、第9条並びに第15条から第18条までの規定中千里丘市民センターに係る部分 平成8年4月10日

(吹田市立千里市民センター条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 吹田市立千里市民センター条例施行規則（昭和53年吹田市規則第11号）

(2) 吹田市立岸部市民センター条例施行規則（平成2年吹田市規則第11号）

(3) 吹田市立豊一市民センター条例施行規則（平成5年吹田市規則第16号）

(経過措置)

3 この規則の施行の日から平成8年6月30日までの間における千里市民センターに係る第3条の規定の適用については、同条第2号中「休日の翌々日」とあるのは、「国民の祝日の翌日（当該翌日が火曜日に当たるときは、その翌日）」とする。

4 第2項の規定による廃止前の吹田市立千里市民センター条例施行規則、吹田市立岸部市民センター条例施行規則又は吹田市立豊一市民センター条例施行規則の様式により作成した用紙は、この規則の様式により作成した用紙とみなし、当分の間、なお使用することができる。

附 則（平成10年3月31日規則第16号）

(施行期日)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の吹田市立市民センター条例施行規則別表の規定（吹田市立豊一市民センターに係る部分に限る。）は、平成10年5月16日以後の使用に係る使用料について適用する。

附 則（平成10年4月20日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年5月31日規則第28号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の吹田市立市民センター条例施行規則別表の規定（吹田市立岸部市民センターに係る部分に限る。）は、この規則の施行の日以後に申請する附属設備等の使用に係る使用料について適用する。

附 則（平成11年12月24日規則第44号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成12年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の吹田市立市民センター条例施行規則第3条の規定は、平成12年7月1日以後の使用に係る申請等について適用し、同日前の使用に係る申請等については、なお従前の例による。

附 則（平成12年4月17日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年6月30日規則第37号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第19条を第24条とし、第18条の次に5条を加える改正規定（第23条に係る部分を除く。）及び様式第9号の次に1様式を加える改正規定は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成18年3月20日規則第9号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の規則の様式により作成した用紙は、この規則による改正後の規則の様式により作成した用紙とみなし、平成19年3月31日まで使用することができる。

附 則（平成21年 2 月16日規則第 5 号）

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月30日規則第33号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 4 月27日規則第44号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行に伴い休館日でなくなる日に係る使用の申請は、平成24年 5 月 1 日から行うことができる。

附 則（平成24年 6 月29日規則第63号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年 9 月 3 日から施行する。ただし、第12条の改正規定は同月 1 日から、別表の改正規定は同年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の吹田市立市民センター条例施行規則別表の規定は、平成24年 9 月 3 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年 3 月29日規則第55号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の吹田市立市民センター条例施行規則第13条第 1 項の規定は、平成25年 4 月 1 日以後に使用料の減額又は免除の申請があった場合について適用し、同日前に使用料の減額又は免除の申請があった場合については、なお従前の例による。

附 則（平成26年 8 月25日規則第49号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の吹田市立山田ふれあい文化センター条例施行規則第21条の規定及

び第2条の規定による改正後の吹田市立市民センター条例施行規則第20条の規定は、この規則の施行の日以後に開始する指定の期間について適用し、同日前に開始する指定の期間については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月31日規則第24号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第12条関係）

市民センター附属設備等使用料

名称	使用料
グランドピアノ	1台1回につき 3,000円
陶芸窯	1台1時間につき 300円
カラオケセット	1セット1時間につき 400円

備考

- 1 吹田市立千里市民センターの附属設備はグランドピアノとし、岸部市民センターの附属設備はカラオケセットとし、吹田市立豊一市民センターの附属設備はグランドピアノ及びカラオケセットとし、千里丘市民センターの附属設備はグランドピアノ、陶芸窯及びカラオケセットとする。
- 2 グランドピアノの使用料は、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）又は夜間（午後6時から午後10時まで）の各時間帯における使用ごとに1回として算定する。
- 3 グランドピアノの使用料には、調律料を含まない。